

パブリックコメント実施結果

「光市高齢者保健福祉計画及び第4期介護保険事業計画」並びに「光市障害福祉計画（第2期）」の二つの計画案の骨子に対し、「ご意見等とそれに対する市の考え方の概要」は次のとおりです。「ご意見をお寄せいただきありがとうございます」とございました。

| 問合せ | 担当課 | 募集期間 | 案件名 |
|---------------|-------|-----------------|-------------------------------|
| ☎0833(74)3003 | 介護保険課 | 平成21年2月5日～2月25日 | 光市高齢者保健福祉計画及び第4期介護保険事業計画骨子(案) |
| 問合せ | 担当課 | 募集期間 | 案件名 |
| ☎0833(74)3001 | 社会福祉課 | 平成21年2月5日～2月25日 | 光市障害福祉計画(第2期)骨子(案) |

「光市高齢者保健福祉計画及び第4期介護保険事業計画骨子」(案)について

意見提出者 1人 提出方法 電子メール1件 提出者区分 光市に住所がある個人

意見等概要

保健及び介護福祉における費用抑制について、健康高齢者のマンパワーを医療・介護周辺のボランティアとして有効活用し、生きがいや介護予防対策を図りながら高齢者同士が助け合い地域に貢献できる制度ができないか。その方法としてボランティアのポイント化後に被介護者になったときのみ利用する。）はできないか。また行政がその旗振り役となれないか。

考え方(概要)

高齢者のボランティア活動には、文字通りの社会貢献、高齢者の日常生活の活性化、また、結果として増大する医療・介護費用の間接的な抑制に期待ができると考えます。この度いただいたご意見を十二分に参考とさせていただきます。先進自治体の状況も参考にしながら、本市における高齢者のボランティア活動を盛り上げていくには、どのような制度、仕組みが必要でふさわしいのか様々な視点から研究、検討をしてまいりたいと考えております。

「光市障害福祉計画（第2期）骨子」(案)について

意見提出者 1人 提出方法 郵送1件 提出者区分 光市に住所がある個人

意見等概要

福祉タクシー利用券の給付枚数については、マイカーや介助者の車による通院の場合と、タクシー利用者の場合は、利用枚数が異なると思うので、利用頻度に応じた度数の申請により給付してほしい。

考え方(概要)

重度障害者等の経済的負担の軽減や外出支援を目的に、通院時などのタクシー利用料金の一部を助成しています。給付枚数については、これまでも腎機能障害者の通院頻度等を考慮し、給付枚数の見直し等も行っていますが、今後、タクシーの利用実績等を踏まえ、他の福祉サービスとの整合も図りながら、引き続き、現行制度の継続に努めます。